

いしんなことが 決まりました

条例制定、一部改正について

● 神石高原町に収入役を置かない条例を全会一致で可決

行政運営の効率化をはかり組織機構の見直しを求められており、本町の財政規模・人口規模等から熟慮した結果、収入役を置かないこととし、助役が収入役事務を兼掌します。

● 神石高原町地域審議会条例を廃止。採決の結果、反対三、賛成十四で可決

合併と同時に設置し、ふるさとふれあい基金の活用や地域の意見集約の業務にあたったが、新町建設計画にかわる、長期総合計画は、地域審議会のメンバーを集約した形で新しく立ち上げ、自治振興組織の活動で補足するものであり、地域審議会は解消します。

● 神石高原町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を全会一致で可決

行財政改革の一環として、経常経費の削減を図るため、選挙関係を除き、日額費用弁償七千円を六千三百円にするものです。

● 神石高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を全会一致で可決

国では人事院が人事評価制度を導入し、平均四・八%減額した給料表を勧告しており、本町もこれに準じ四月一日より給料表の改訂を行うものです。

● 神石高原町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を全会一致で可決

旅費の日当を半減するものであり、「二千五百円」を「一千三百円」に、「五千円」を「二千五百円」とするものです。

● 神石高原町介護保険条例の一部を改正する条例を全会一致で可決

介護保険料を改定するもので、平成十八年〆平成二十年までの保険料月額二千八十円〆六千二百四十円となります。(第一号被保険者)

● 神石高原町国民保護協議会条例の制定について採決の結果、反対二、賛成十五で可決

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、神石高原町国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものです。

神石高原町公の施設における指定管理者の指定

施設名	指定管理者	委託料
陽光の里文化ホール	神石高原商工会	606万円
神石山村開発センター	神石高原商工会	206万円
三和共同福祉施設	神石高原商工会	406万円
来見堆肥センター	来見堆肥センター管理組合	-
桑木堆肥センター	桑木堆肥センター管理組合	-
切田堆肥センター	切田堆肥センター管理組合	-
油屋集会所	有木自治振興会 油屋上班・下班	-

2 月 補 正

単位：千円

会 計 名 称	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
一 般 会 計	11,444,973	△ 42,792	11,402,181
特 別 会 計 合 計	6,159,133	△ 1,575	6,157,558
合 計	17,604,106	△ 44,367	17,559,739

3 月 補 正

単位：千円

会 計 名 称	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
一 般 会 計	11,402,181	△ 42,977	11,359,204
特 別 会 計 合 計	6,157,558	△ 103,597	6,053,961
国民健康保健特別会計	1,228,167	8,473	1,236,640
国民診療施設勘定	6,000	△ 200	5,800
老人保健特別会計	2,447,153	20,000	2,467,153
介護保険特別会計	1,763,832	△ 121,850	1,641,982
簡易水道事業特別会計	195,631	△ 5,541	190,090
飲料水供給施設事業特別会計	224,012	703	224,715
農業集落排水事業特別会計	250,743	0	250,743
観光施設事業特別会計	41,920	△ 5,182	36,738
分収育林事業特別会計	100	0	100
合 計	17,559,739	△ 146,574	17,413,165